

## 議第66号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成24年9月11日提出

三島市長 豊岡 武士

## 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日市行第411号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考1中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削り、同表備考2中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削る。

### 附 則

この規約は、この規約に係る地方自治法第291条の3第3項の規定による協議が成立した日から施行する。